

新旧対比表

改 定	現 行
<p style="text-align: center;">会員規約</p> <p>第2条（契約の成立） 本規約にもとづく契約は、申込みを当社が所定の審査を行ない承諾したときに成立します。 金銭消費貸借契約のときは、お客さまが金銭を受領したときに契約が成立します。</p> <p>契約が成立したとき、当社は、「事前契約内容説明書ならびに定額リボルビング契約証書、または金銭消費貸借契約証書（以下「契約内容確認書」）」を交付します。</p> <p>第6条（借入方法・借入場所） 借入方法、借入場所は次のいずれかとします。 （1）当社の店頭窓口にて借入れ （2）ATMにて借入れ （3）店頭窓口に電話または当社ホームページへ申込み、あらかじめ届出のお客さま名義の金融機関口座への振込みにて借入れ なお、振込名義人は「ダイレクトワン株式会社」とします。</p> <p>（削除）</p> <p>第13条（費用・手数料の負担金） 1. ATMの利用に係る手数料 当社は、法令の範囲内でATM手数料を徴収することができます。この場合には、当社は、お客さまに対して、当社所定の方法によりATM手数料の内容ならびに金額を通知し、お客さま</p>	<p style="text-align: center;">会員規約</p> <p>第2条（契約の成立） 本規約にもとづく契約は、申込みを当社が所定の審査を行ない承諾したときに成立します。 （追加）</p> <p>契約が成立したとき、当社は、「事前契約内容説明書ならびに定額リボルビング契約証書、または金銭消費貸借契約証書（以下「契約内容確認書」）」を交付します。</p> <p>第6条（借入方法・借入場所） 借入方法、借入場所は次のいずれかとします。 （1）当社の店頭窓口にて借入れ （2）ATMにて借入れ （3）店頭窓口ならびにテレホンセンターに電話または当社ホームページへ申込み、あらかじめ届出のお客さま名義の金融機関口座への振込みにて借入れ なお、振込名義人は「ダイレクトワン株式会社」とします。 テレホンセンター 0120-30-2525</p> <p>第13条（費用・手数料の負担金） 1. ATMの利用に係る手数料 当社は、法令の範囲内でATM手数料を徴収することができます。この場合には、当社は、お客さまに対して、当社所定の方法によりATM手数料の内容ならびに金額を通知し、お客さま</p>

は、A T M手数料を支払います。

A T M手数料の金額は、取引金額が1万円以下のときは110円（税込）、1万円を超えるときは220円（税込）とします。

2. カードの再発行手数料
3. その他当社が定める費用または手数料

第20条（期限の利益の喪失）

お客さまが次のいずれかに該当し当社がそれらを知ったときには、当社から通知、催促がなくても当然に当社に対する債務についての期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払います。

第23条（勧誘・営業案内）

お客さまは、当社がお客さまに対して、貸付の契約に関する勧誘ならびに営業案内を行なうことに承諾します。勧誘ならびに営業案内の方法は次のとおりとします。

- (1) お客さまが届出した電話番号に対する電話
- (2) お客さまが届出した住所に対する送付
- (3) お客さまが届出したメールアドレスに対する送信
(携帯電話へSMSの送信を含む)

第27条（会員規約の変更）

1. 当社は、次の各号に該当するときには、本規約を第2項に定める方法により変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき
- (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性そのほかの変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

は、A T M手数料を支払います。

A T M手数料の金額は、取引金額が1万円以下のときは100円（税別）、1万円を超えるときは200円（税別）とします。

2. カードの再発行手数料
3. その他当社が定める費用または手数料

第20条（期限の利益の喪失）

お客さまが次のいずれかに該当するときには、当社から通知、催促がなくても当然に当社に対する債務についての期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払います。

第23条（勧誘・営業案内）

お客さまは、当社がお客さまに対して、貸付の契約に関する勧誘ならびに営業案内を行なうことに承諾します。勧誘ならびに営業案内の方法は次のとおりとします。

- (1) お客さまが届出した電話番号に対する電話
- (2) お客さまが届出した住所に対する送付
- (3) お客さまが届出したメールアドレスに対する送信
(追加)

第27条（会員規約の変更）

1. 当社が本規約を変更したとき、当社は、変更内容をお客さまに通知または当社が相当と認める方法により公告します。

2. 前項にもとづく変更にあたっては、当社は、効力発生日を定め、
うえて、本規約を変更する旨、変更後の内容ならびに効力発生時
期を、当社ホームページにおいてあらかじめ公表します。
3. 当社は、前2項にもとづくほか、あらかじめ変更後の内容を当社
ホームページにおいて公表する方法により周知したうえで、本規
約の変更を行なうことができます。このとき、お客さまは、当該
周知の後に本規約に係る取引を行なうことにより、変更後の内容
に対する承諾の意思表示を行なうものとし、当該意思表示をもっ
て本規約が変更されます。
4. 前項にもとづく規約の変更に異議があるとき、お客さまは当社に
対して解約の申出を行なうことができ、当社は、この申出を承諾
します。

2020年2月25日

2. 本規約の変更に関する通知または公告がされた後、60日が経過
したことをもって当社は、お客さまがその変更内容に承認したも
のとみなします。

(追加)

(追加)

(追加)